改　5.277　付加分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カメルーン、コンゴ共和国、ジブチ、ロシア、グルジア、ハンガリー、イスラエル、カザフスタン、マリ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、コンゴ民主共和国、キルギス、スロバキア、ルーマニア、ルワンダ、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、430-440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

改　460-890MHz

業務に対する分配		
第一地域	第二地域	第三地域
460-470 固定 移動　5.286AA 気象衛星(宇宙から地球) 5.287　5.288　5.289　5.290		
470-790 放送 5.149　5.291A　5.294 5.296　5.300　5.304 5.306　5.311A　5.312 5.312A	470-512 放送 固定 移動 5.292　5.293	470-585 固定 移動 放送 5.291　5.298
	512-608 放送 5.297	585-610 固定 移動 放送 無線航行 5.149　5.305　5.306 5.307
	608-614 電波天文 移動衛星(航空移動衛星(地球から宇宙)を除く。)	
	614-698 放送 固定 移動 5.293　5.309　5.311A	610-890 固定 移動　5.313A　5.317A 放送
	698-806 移動　5.313B　5.317A 放送 固定 5.293　5.309　5.311A	
790-862 固定 移動(航空移動を除く。) 5.316B　5.317A 放送 5.312　5.314　5.315 5.316　5.316A　5.319	806-890 固定 移動　5.317A 放送	
862-890 固定 移動(航空移動を除く。) 5.317A 放送　5.322 5.319　5.323	5.317　5.318	5.149　5.305　5.306 5.307　5.311A　5.320

改　5.290　業務の種類の地域差：アフガニスタン、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、ロシア、日本、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、気象衛星業務(宇宙から地球)に対する 460-470MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

改　5.293　業務の種類の地域差：カナダ、チリ、キューバ、アメリカ合衆国、ガイアナ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、パナマ及びペルーでは、固定業務に対する 470-512MHz 及び 614-806MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。これらの国では、移動業務に対する 470-512MHz 及び 614-698MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9.21 号に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。アルゼンチン及びエクアドルでは、固定業務及び移動業務に対する 470-512MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

改　5.294　付加分配：サウジアラビア、カメルーン、コートジボワール、エジプト、エチオピア、イスラエル、ケニア、リビア、シリア、スーダン、南スーダン、チャド及びイエメンでは、470-582MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する。

改　5.296　付加分配：アルバニア、ドイツ、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルキナファソ、カメルーン、コンゴ共和国、コートジボワール、クロアチア、デンマーク、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガーナ、イラク、アイルランド、アイスランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、クウェート、ラトビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マリ、マルタ、モロッコ、モルドバ、モナコ、ニジェール、ノルウェー、オマーン、オランダ、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、スロバキア、チェコ、英国、スーダン、スウェーデン、スイス、スワジランド、チャド、トーゴ、チュニジア及びトルコでは、470-790MHz の周波数帯並びにアンゴラ、ボツワナ、レソト、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、南アフリカ共和国、タンザニア、ザンビア及びジンバブエでは、470-698MHz の周波数帯は、放送に対する補助的使用として、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。これらの国の陸上移動業務の局は、これらの国以外の国で分配表に従って運用される現存の又は計画された局に有害な混信を生じさせてはならない。

改　5.300　付加分配：サウジアラビア、カメルーン、エジプト、アラブ首長国連邦、イスラエル、ヨルダン、リビア、オマーン、カタール、シリア、スーダン及び南スーダンでは、582-790MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

削　5.302

改　5.312　付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは 645-862MHz の周波数帯、ブルガリアでは 646-686MHz、726-758MHz、766-814MHz 及び 822-862MHz の周波数帯並びに 830-862MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。ポーランドでは、830-860MHz の周波数帯は 2012 年 12 月 31 日まで、また 860-862MHz の周波数帯は 2017 年 12 月 31 日まで、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

追　5.312A　第一地域においては、694-790MHz 帯の移動業務(航空移動を除く。)による使用は、決議第 232(WRC-12)の規定に従うものとする。決議第 224(WRC-12、改)も参照。

改　5.313A　バングラデシュ、中華人民共和国、大韓民国、インド、日本、ニュージーランド、パキ